

令和 7 年 4 月 2 5 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 0 — 1 1（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 0 — 1 1（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の運用について（平成 1 0 年 1 1 月 1 3 日職福— 4 4 3）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 6 条関係 1 「人事院の定める者」は、次のいずれにも該当する者とす	第 6 条関係 1 「人事院の定める者」は、次のいずれにも該当する者とす

る。

一 (略)

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（人事院規則 15—14 第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。第 10 条関係第 3 項、第 14 条関係第 6 項及び第 7 項、別紙第 1 並びに別紙第 2において同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 (略)

2～4 (略)

第 14 条関係

1 この条の第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対して第 4 項又は第 9 項に規定する事項を知らせるための措置を講ずること及び第 3 項又は第 8 項に規定する制度又は措置に係る職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による出生時両立支援制度等又は育児期両立支援制度等の請求、申告又は申

る。

一 (略)

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（人事院規則 15—14 第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。第 10 条関係第 3 項、別紙第 1 及び別紙第 2において同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 (略)

2～4 (略)

(新設)

出（以下「請求等」という。）
が円滑に行われるようにすること
を目的とするものであること
から、各省各庁の長は、これら
を行うに当たっては、職員によ
る出生時両立支援制度等又は育
児期両立支援制度等の請求等を
控えさせることとならないよう
に配慮しなければならない。

2 この条の第1項又は第2項の
規定により、職員に対してこれ
らの項の各号に掲げる措置を講
じる場合には、次のいずれかの
方法（(3)に掲げる方法にあつて
は、当該職員が希望する場合に
限る。）によって行わなければ
ならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受
信をする者を特定して情報を
伝達するために用いられる電
気通信（電気通信事業法（昭
和59年法律第86号）第2
条第1号に規定する電気通信
をいい、以下「電子メール

等」という。)の送信の方法
(当該職員が当該電子メール
等の記録を出力することによ
り書面を作成することができ
るものに限る。)

3 この条の第1項第1号の「人
事院が定める制度又は措置」
は、次に掲げる制度又は措置と
する。

(1) 育児休業法第12条第1項
に規定する育児短時間勤務

(2) 育児休業法第26条第1項
に規定する育児時間

(3) 勤務時間法第6条第3項の
規定により人事院規則15—
14第4条の3第1項第2号
イの子を養育する職員として
申告をした職員について勤務
時間を割り振らない日を設
け、又は勤務時間を割り振る
こと。

(4) 規則第3条の規定により早
出遅出勤務をさせること。

(5) 規則第6条の規定により深
夜勤務をさせないこと。

(6) 規則第9条又は第10条の

規定により超過勤務をさせないこと。

(7) 人事院規則 1 5—1 4 第 2

2 条第 1 項第 8 号又は人事院規則 1 5—1 5 第 4 条第 2 項第 1 号の規定による保育のため必要と認められる授乳等を行う場合の休暇

(8) 人事院規則 1 5—1 4 第 2

2 条第 1 項第 9 号又は人事院規則 1 5—1 5 第 4 条第 1 項第 1 2 号の規定による妻の出産に伴う休暇

(9) 人事院規則 1 5—1 4 第 2

2 条第 1 項第 1 0 号又は人事院規則 1 5—1 5 第 4 条第 1 項第 1 3 号の規定による子の養育のための休暇

(10) 人事院規則 1 5—1 4 第 2

2 条第 1 項第 1 1 号又は人事院規則 1 5—1 5 第 4 条第 2 項第 2 号の規定による子の看護等のための休暇

(11) 「職員の勤務時間、休日及

び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職—3 2

8) 」（以下「勤務時間等関係運用通知」という。）第6の第3項(2)イの規定により子を養育する職員の休憩時間を延長すること（「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職一329）（以下「規則15—15運用通知」という。）第2条関係第2項の規定によりこれに準じて取り扱う場合を含む。）。

(12) 勤務時間等関係運用通知第6の第3項(3)アの規定により子を養育する職員の休憩時間を短縮すること（規則15—15運用通知第2条関係第2項の規定によりこれに準じて取り扱う場合を含む。）。

(13) 人事院規則15—15第2条第2項の規定により勤務時間を定めること（規則15—15運用通知第2条関係第5項及び第6項の規定により(3)に規定する勤務時間を割り振

らない日の設定又は勤務時間
の割振りの例に準じて取り扱
う場合に限る。)。

(14) (1)から(13)までに掲げるもの
のほか、職員の仕事と育児と
の両立に資する措置（国家公
務員法第98条第1項に規定
する命令により住居その他こ
れに準ずるものにおける勤務
をさせる措置及び職員の小学
校就学の始期に達するまでの
子に係る保育施設の設置運営
その他これに準ずる便宜の供
与を含む。）として当該職員
が在職する府省において講じ
られている措置であって、当
該職員が利用することができ
るもの

4 この条の第1項第1号の「人
事院が定める事項」は、次に掲
げる事項とする。

(1) 前項(1)から(14)までに掲げる
制度又は措置

(2) (1)の請求先、申告先又は申
出先

(3) 国家公務員共済組合法（昭

和 3 3 年法律第 1 2 8 号) 第
6 8 条の 5 第 1 項に規定する
育児時短勤務手当金その他こ
れに相当する給付に関する必
要な事項

5 この条の第 1 項第 3 号の「規
則 1 9 ― 0 第 3 2 条第 1 項の規
定による申出に係る子の心身の
状況又は育児に関する申出職員
の家庭の状況に起因して当該子
の出生の日以後に発生し、又は
発生することが予想される職業
生活と家庭生活との両立の支障
となる事情の改善に資する事
項」又はこの条の第 2 項第 3 号
の「対象職員の 3 歳に満たない
子の心身の状況又は育児に関す
る対象職員の家庭の状況に起因
して発生し、又は発生すること
が予想される職業生活と家庭生
活の両立の支障となる事情の改
善に資する事項」には、例えば
次に掲げる事項が含まれる。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整

6 この条の第2項の対象職員が
複数の3歳に満たない子を養育
している場合において、そのう
ち1人の子に係る次項に規定す
る期間内にこの条の第2項の規
定による措置を講じた時点がそ
の他の子に係る次項に規定する
期間の始期の到来前であるとき
は、当該その他の子に係る当該
期間内にこの条の第2項の規定
による措置を講じなければなら
ない。

7 この条の第2項の「人事院が
定める期間」は、対象職員の子
が1歳11か月に達する日の翌
々日から2歳11か月に達する
日の翌日までの1年間とする。

8 この条の第2項第1号の「人
事院が定める制度又は措置」
は、第3項(1)から(6)まで及び(9)
から(14)までに掲げる制度又は措
置とする。

9 この条の第2項第1号の「人
事院が定める事項」は、次に掲
げる事項とする。

(1) 前項に規定する制度又は措

置

(2) (1)の請求先、申告先又は申
出先

第 1 5 条関係

1 この条の第 1 項の規定により、職員に対して第 3 項に規定する事項を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、各省各庁の長は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 この条の第 1 項の「人事院が定める制度又は措置」は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1)～(7) (略)

(8) 勤務時間等関係運用通知第 6 の第 3 項(2)イの規定により要介護者を介護する職員の休

第 1 4 条関係

1 この条の第 1 項の規定により、職員に対して第 3 項に規定する事項を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下この項において「請求等」という。）が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、各省各庁の長は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 この条の第 1 項の「人事院が定める制度又は措置」は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1)～(7) (略)

(8) 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2

憩時間を延長すること（規則
15—15運用通知第2条関
係第2項の規定によりこれに
準じて取り扱う場合を含
む。）。

(9)・(10) (略)

3 この条の第1項の「人事院が
定める事項」は、次に掲げる事
項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国家公務員共済組合法第6
8条の4第1項に規定する介
護休業手当金その他これに相
当する給付に関する必要な事
項

4 この条の第1項又は第2項の
規定により、職員に対して前項

8)」（以下「勤務時間等関
係運用通知」という。）第6
の第3項(2)イの規定により要
介護者を介護する職員の休憩
時間を延長すること（「人事
院規則15—15（非常勤職
員の勤務時間及び休暇）の運
用について（平成6年7月2
7日職職一329）」（以下
「規則15—15運用通知」
という。）第2条関係第2項
の規定によりこれに準じて取
り扱う場合を含む。）。

(9)・(10) (略)

3 この条の第1項の「人事院が
定める事項」は、次に掲げる事
項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国家公務員共済組合法（昭
和33年法律第128号）第
68条の4第1項に規定する
介護休業手当金その他これに
相当する給付に関する必要な
事項

4 この条の第1項又は第2項の
規定により、職員に対して前項

に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（この条の第1項の規定による場合における(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信の方法
（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5・6 （略）

第16条関係

（略）

第17条関係

に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（この条の第1項の規定による場合における(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいい、以下この(3)及び次項(3)において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5・6 （略）

第15条関係

（略）

第16条関係

1 ・ 2 (略)	1 ・ 2 (略)
----------------	----------------

以 上